

達示第20号
令和元年8月9日

広島拘置所長

達示の一部改正について

平成27年3月2日付け達示第7号「広島拘置所クラブ活動実施要領について」の一部を下記のとおり改正し、即日施行する。

記

別表「クラブ活動一覧」について、

| 種目 | 定員 | 期間 | 実施時間等 | 実施場所 |
|-------|----|----|---|------|
| 音楽クラブ | 8名 | 1年 | 原則として月1回の矯正指導日 午前10時00分～ 午前10時50分 | 講堂 |

を、

| 種目 | 定員 | 期間 | 実施時間等 | 実施場所 |
|-------|----|----|----------------------------------|-------|
| 音楽クラブ | 8名 | 1年 | 原則として月1回の矯正指導日 午前10時00分～同時50分 | 講堂 |
| 将棋クラブ | 6名 | 1年 | 原則として月1回の矯正指導日 午前9時00分～同時50分 | 第二会議室 |

に改める。